

## ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼに係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

「ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼ」については、平成 23 年 9 月 14 日付けで遺伝子組換え飼料添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、分裂酵母 *Schizosaccharomyces pombe* ATCC38399 株を宿主とし、組換え DNA 技術により、*Escherichia coli* B 株由来の *appA* 遺伝子が導入された生産菌 *Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1 株（以下「ASP595-1 株」という。）によって産生されるフィターゼである。

なお、ASP595-1 株は抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

### 3. 利用目的及び利用方法

ASP595-1 株は、フィターゼの生産性を向上させる目的で、既存のフィターゼの生産菌と同様の方法で利用される。なお、フィターゼは飼料中に含まれるリンの利用効率を高めるため、豚用及び鶏用の飼料に添加して利用される。